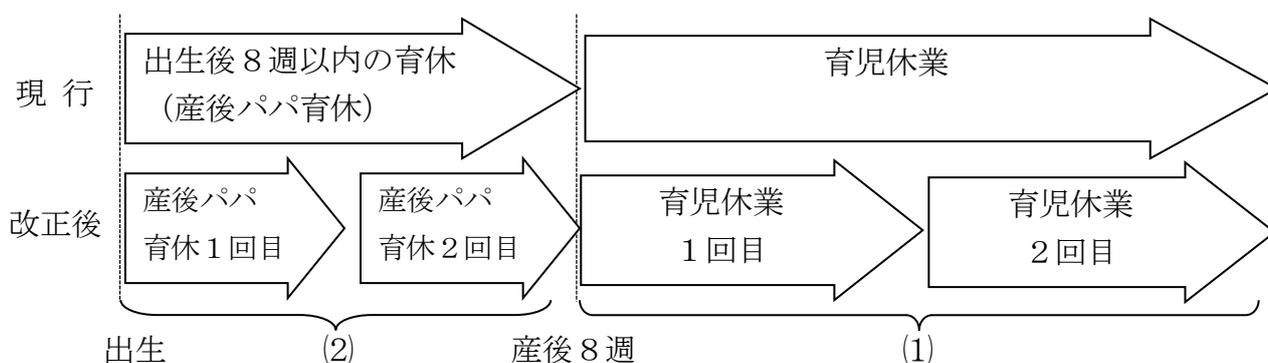


高山市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の概要について

1. 育児休業制度における主な改正内容

育児を行う職員の職業生活と家庭生活の両立を一層容易にするため、地方公務員の育児休業等に関する法律等の改正により職員の育児休業の取得回数制限を緩和することとなった。

- (1) 育児休業を分割して2回（現行：原則1回）まで取得可能
- (2) (1)の2回までの育児休業に加え、子の出生後8週間以内に育児休業を分割して2回（現行：1回）まで取得可能



2. 市の対応

国家公務員における非常勤職員の育児休業に関する制度の改正を踏まえ、非常勤職員の育児休業の取得要件の緩和等をするため、高山市職員の育児休業等に関する条例を改正する。(非常勤職員の育児休業等に関する取得要件等は、地方公務員の育児休業等に関する法律に基づき自治体の条例で定めることとされていることから、市の条例を改正しようとするもの。)

- (1) 非常勤職員の育児休業の取得回数制限の緩和等に関する改正
 - ①再度の育児休業取得に係る「条例で定める特別の事情」に関し、育児休業等計画書により申し出た場合の再度取得に係る規定を削除する。
(改正前 第3条第5号削除)
 - ②再度の育児休業取得に係る「条例で定める特別の事情」に関し、任期を定めて採用された職員について、任期の更新等があった場合の規定を整備する。
(改正後 第3条第7号)

(2) 非常勤職員の子の出生後8週間以内の育児休業の取得要件の緩和に関する改正
育児休業の取得要件のうち、「子が1歳6か月に達する日まで」にその任期が満了すること及び引き続いて任命権者を同じくする職に採用されないことが明らかでないとの要件について、子の出生後8週間以内に育児休業をしようとする場合には、「子の誕生日から起算して8週間と6月を経過する日まで」に緩和する。

(改正後 第2条第3号ア)

(3) 非常勤職員の子が1歳以降の育児休業の取得の柔軟化に関する改正

①育児休業の対象期間の上限を子が1歳6か月到達日とする要件について、夫婦交替での柔軟な取得を可能とする。 (改正後 第2条の3第3号)

②育児休業の対象期間の上限を子が2歳に達する日とする要件について、①と同様に、夫婦交替での柔軟な取得を可能とする。 (改正後 第2条の4)

3. 施行期日

令和4年10月1日